

改正点を網羅的に理解したい人のための 第三次改正中国商標法解説

Chikako Mori & Cindy Xianzhi Quan

中国商標法39条、40条、41条と商標権の更新

第19回の本稿では、前回に引き続いて第4章「登録商標の譲渡、変更、ライセンス」から商標の存続期間を定めた39条、商標権の更新を定めた40条、登録事項の変更について定めた41条を取り上げるとともに関連の事件を紹介する。

1. はじめに

前回は、中国商標法第4章「登録商標の譲渡、変更、ライセンス」から商標権譲渡の際に類似商標の一括譲渡を要する旨規定する42条と、届け出をしなかったライセンス契約は善意の第三者に対抗できないと規定する43条について解説した。

今回は、第4章の残りの規定である、39条、40条、41条について解説するとともに関連の事件を紹介する。

2. 中国商標法39条

「登録商標の存続期間は10年とし、当該商標の登録日から起算する」

存続期間に関する規定である。改正前は37条に規定されていたもので、特に内容的な変更はない。

なお、登録日から10年が存続期間となっているが、日本の存続期間満了日より1日短くなる。例えば2008年3月3日が登録日の場合には、存続期間満了日は2018年3月2日であり、2018年3月3日ではない。

マドプロルートで登録を受けた場

合、存続期間は国際登録日から起算される（商標法実施条例46条）。

3. 中国商標法40条

「商標権者は、登録商標の存続期間が満了した後も引き続き使用する必要がある場合、期間満了前12カ月以内に法の規定に基づいて更新手続きをしなければならない。この期間に手続きできない場合、6カ月の猶予期間が認められる。更新ごとの存続期間は10年とし、先の存続期間満了日の翌日から起算する。期間満了にもかかわらず更新の手続きをしなかった場合、その登録を取り消す。

商標局は、更新登録を公告しなければならない」

更新に関する規定である。改正前は38条に規定があり、更新期間が6カ月から12カ月に延びた。日本の場合より、早く更新手続きをすることが可能である。

なお、更新がなされると、商標局は公告するほか、証明書を発行する（商標法実施条例33条）。公告の内容は商

標登録番号、商標、区分および商標権者の名称（氏名）である。

マドプロルートの場合、満了前6カ月から存続期間満了日までが更新期間となり（直接出願で権利化された場合と期間が異なる）、6カ月の猶予が認められる（商標法実施条例46条）。

4. 微信連Wi-Fi審決取消訴訟事件（(2016)京73行初1752号）

(1) 本件商標と引用商標

表1のとおり。

(2) 事件の経緯と争点

●事件の経緯

原告の騰訊科技（^{シンセン}深圳）有限公司は、2014年12月9日に第41類において「微信連Wi-Fiおよび図」の商標（以下、本件商標）を出願したが、商標局は拒絶査定¹の判断を行った。

原告は商標審査委員会に対し、拒絶査定不服審判を請求したが、商標審査委員会は本件商標が商標法11条1項2号（商品の品質、主要原材料等の特

徴を直接的に表示したにすぎない) および30条(同一・類似商品について登録された商標と同一・類似の先行商標の存在)に該当することを理由に、2016年3月2日に拒絶審決(以下、本件審決)を行った。

原告は本件審決を不服として北京知的財産裁判所に審決取消訴訟を提起したが、原告の請求は全て棄却された。本事件における主たる争点は以下の3点である。

●争点1

商標評審委員会が引用商標の存続期間満了後に本件審決を行ったことについて、手続きに違背はないか。

●争点2

両商標は類似か。

●争点3

本件商標は、自他役務の識別力があるか。

(3) 争点1についての裁判所の認定

上記の争点1について、裁判所は以下のとおり認定した。

「引用商標の存続期間の満了日は2016年2月28日であり、本件審決の発行日より前であったが、商標法40条の規定によると、登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要がある場合、仮に期間満了前の12カ月以内に規定に従って更新手続きを行わなかったとしても、6カ月の猶予期間を与えることができる。

すなわち、6カ月の猶予期間内であれば、未更新商標は依然、先願に係る登録商標として有効である。

本件審決が下された時点において引用商標は猶予期間内にあるため、先願に係る登録商標として、本件商標の阻害要因となり得る。被告の行為は、法に違反しない」

(4) 争点2についての裁判所の認定

前記の争点2について、裁判所は本件商標と引用商標が全体的に非類似であるため、商標法30条の規定に反していないと判断した。

(5) 争点3についての裁判所の認定

前記争点2の認定にあるとおり、両商標は非類似であるとしたが、争点3に関し、裁判所は自他役務識別力がないとの認定を行った。そして、それを理由に最終的には拒絶すべきであるとの判断を下している。

(6) 微信連Wi-Fi審決取消訴訟事件を受けた実務上の留意点

●更新期間

商標権の維持を望む場合、商標の更新期間(および猶予期間)内に商標の更新手続きを行うべきである。特に商標の知名度が高い場合、更新手続きを失念することが大きな損害につながるケースもある。

IvesDuran氏の「未续展商标的“双鹤”玫瑰露酒活该被抢市场吗?」(筆者訳:未更新の商標「双鶴」玫瑰露酒は、市場を奪われるのだろうか?)(「知産力」記事掲載日:2017年6月9日)によると、広州鷹金錢グループが所持する「双鶴玫瑰露酒および図」の商標について、存続期間の満了までに更新手続きが行われず、商標権が抹消になった。その後、同業他社が当該商標と近似す

表1 微信連Wi-Fi審決取消訴訟事件の商標

本件商標 (出願番号: 15894776)	
出願日: 2014年12月9日 出願人: 騰訊科技(深圳)有限公司(原告) 区分: 第41類 指定役務: 教育または娯楽に関する競技会の企画・運営、オンラインによる電子出版物の提供(ダウンロードできないものに限り)、オンラインによるゲームの提供など	 微信連Wi-Fi
引用商標 (登録番号: G660001)	
出願日: 1996年6月5日 商標権の存続期間満了日: 2016年2月28日 権利者: WIRTSCHAFTSKAMMER OSTERREICH 区分: 第41類 指定役務: 文化または教育のための展示会の企画・運営、会議の手配および運営、書籍の制作など 本件審決の発行日: 2016年3月2日	

る「双鶴玫瑰および図」の商標を登録したことから、広州鷹金錢グループは「双鶴玫瑰および図」の商標の無効宣告の請求を行ったが、年間の商品の売上額が2000万人民元（本稿執筆時のレートで約32億円）から、700万人民元（同約11億円）へと大幅に下落した。

更新を怠ることで、巨大な損失を被るケースもある。

●猶予期間の先行商標の存在

猶予期間中の登録商標は依然として先行商標として有効であり、出願商標の阻害要因となり得る点に注意が必要である。

また、中国商標法50条の規定により、登録商標が更新されず抹消になった場合も、12カ月の期間は、同一・類似の出願商標の阻害になり得る。なお、中国商標局は、権利が消滅した後もデータベースからは削除しない。

商標が存続期間満了になり、更新されなかった場合には、データベース上、「法律状態」の欄に商標が更新されず抹消された旨記される。

出願前の調査等に際しては、権利期間が満了した商標についても上記の要件を満たすようなものには、特に注意を払う必要がある。

●構成要素ごとの比較

今回の主なテーマは更新等の手続きであるが、前記事件では、類否についても争点の一つとなったため、その点にも触れておきたい。

本事件の原告の商標は文字と図形の結合商標で、漢字、英文字および図形からなっている。審査において、本件商標のように異なる文字種（漢字、英文字、図形）を含む場合、一般にそれぞれを分けて先行商標との類否判断がなされる。文字と図形からなる商標についても同様に通常、分けて審査される傾向にある。

本件では、出願商標と引用商標が全体としては異なるものの、本件商標の英文字部分「Wi-Fi」と引用商標の英文字部分である「WIFI」が共通するため、審査において拒絶されたと考えられる。

出願商標と引用商標が類似するか否かの認定は、全体的な構成、外観、顕著な特徴、称呼等を考慮し、比較して行われる。離隔観察をする場合、需要者が両商標を区別できれば、類似する商標に該当しないと通常判断される。

これに関し、「商標審査および審理基準」の第三部分には、類似要素を含んでいても、全体的に非類似であるため、非類似と判断されるべき例として表2のような例が挙げられている（本稿掲載はその一部）。表2にある商標は、構成要素ごとに先行商標との対比が行われるとしても全体として認識すべき場合には、非類似であるという例として掲載されている。

また、表3にある商標は商標における英文字の部分の類似し、全体として

類似と判断される例として商標審査基準に掲載されている。

5. 中国商標法41条

「登録商標の権利者の名前、住所もしくはその他の登録事項を変更する必要がある場合には、変更の申請をしなければならない」

商標法実施条例30条1項では、さ

表2 非類似の例（審査基準）



表3 類似の例（審査基準）



らに以下のように規定している。

「商標権者の名前、住所もしくはその他の登録事項を変更する場合、商標局に変更申請書を提出しなければならない。商標権者の名前を変更する場合には、さらに関係登録機関が発行した変更証明書類を提出しなければならない。商標局は、承認後、商標権者に相応の証明を付与し、かつ、公告する。承認しなかった場合には、書面により申請人に通知し、その理由を説明しなければならない」

その他の登録事項とは、例えば、代理人の名称や住所などである。

なお、商標権者の名称（氏名）または住所を変更する場合には、権利を有する全ての登録商標を一括して変更しなければならない。

商標権者が一括して変更しなかった場合、商標局は期間内に補正するよう通知する。期間内に補正しなかった場合、変更申請を放棄したものとみなし、商標局はその旨を書面により申請人に対して通知する。

6. XINRILI商標異議申立審決取消事件（(2015）京知行初字第4355号）

（1）事件の概要（(2015）京知行初字第4355号の判決文）

原告は商標出願中に、住所を変更したが、商標局への住所変更手続きを怠った。その結果、商標評審委員会が

ら郵送された商標異議復審答弁通知書を原告は受領せず、異議復審審決についても受領しなかった。

その後、商標復審委員会が公告送達を行い、原告の商標出願は拒絶された。原告は当該審決に対して取消訴訟を起こしたが、既に訴訟提起期間を徒過していたため、訴訟が却下された。

（2）実務上の留意点

商標出願人や商標権者の住所などの情報に変更された場合、商標局に変更登録手続きを行うことの重要性を本事件は示している。

日本の商標出願人や商標権者の場合、商標局や商標評審委員会からの書類は中国の商標代理人に送達される。そして、日本の代理人がいる場合には、日本の代理人を経由し（いない場合は、中国の代理人から直接）、商標出願人や商標権者に送られる。代理人とも定

期的なやり取りを行い、法の規定に沿って必要な変更手続きを速やかに行うことが好ましい。

なお、住所や名称変更を怠ったため、自らの商標が同一・類似の先行商標として引例に挙げられるケースもある。その点からも出願人や権利者の住所、名称等の変更は適切に行いたい。

7. おわりに

本稿では、39条、40条、41条の規定を解説するとともに、関連の事件とそこから得られる留意点を説明した。

今回は第3章の規定を紹介する予定である。

※前回まで森智香子氏と韓登堂氏が担当してきた本連載ですが、今号から韓氏に代わり権鮮枝氏が担当します。

森 智香子 Sun East知的財産事務所 所長・弁理士
早稲田大学非常勤講師。2017年弁理士試験委員。中央知財研究所 副所長。
中国で「日本商標法実務」、発明協会から「中国デザイン関連法」を出版。
2015年国際商標協会発行の学術ジャーナル「The Trademark Reporter」のシニアエディターに就任、国際的に活躍している。
【連絡先】〒104-0061 東京都中央区銀座2-12-3 ライトビル5F info@suneast-ip.com

権 鮮枝 隆安法律事務所シニアパートナー・中国弁護士・中国弁理士
1996～2001年、ソフトウェア企業での勤務を経て、2001年より中国の特許事務所に勤務、知的財産権分野において、15年以上の実務経験を持ち、特に無効審判および訴訟を得意とする。電気出願部部長、訴訟部部長を歴任し、多くの日本クライアントの案件を手掛ける。「中国デザイン関連法」（発明協会）共著、「中国特許法第3次改正ハンドブック」（発明協会）翻訳。
【連絡先】〒100020 中国北京市建国門外大街21号北京国際倶楽部188室